

平成28年(行ウ)第185号 損害賠償等請求事件(住民訴訟)

原告 小林洋一

被告 和泉市長

原告 第4準備書面

平成29年7月 13 日

大阪地方裁判所第2民事部合議2係 御中

原告 小林洋一

以下裁判所の求釈明に陳述する。

1 客観的にみて当該普通地方公共団体が当該契約を解消することができる特殊な事情について

平成25年3月21日最高裁判所第一小法廷判決(平成25年最判)は、客観的にみて当該普通地方公共団体が当該契約を解消することができる特殊な事情があるときでない限り、当該契約に基づく債務の履行として支出命令を行う権限を有する職員は、当該契約の是正を行う職務上の権限を有していても、違法な契約に基づいて支出命令を行ってはならないという財務会計法規上の義務を負うものとは言えないと判示する。

本件契約が著しく合理性を欠き、そのためその締結に予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存在することは、訴状及び原告第1準備書面で既に陳述したとおりであり、更に本件契約の当事者は相手方である和泉市長辻宏康であり、支出命令も同辻宏康が行っているもので、本件委託契約は毎年締結さ

れ、問題があれば協議の上変更できる性格のもので、現実にも近隣の堺市や岸和田市において、従前の契約を見直し初診料の重複支給を是正する契約が結ばれていることからしても、真摯に対応すれば当該契約を改める事は十分可能であったと思われる等々の事由から、本委託契約には平成25年最判で判示する客観的にみて当該普通地方公共団体が当該契約を解消することができる特殊な事情が存在する。

2 本件委託契約を無効としなければ地方自治法 2 条 14 項、地方財政法 4 条 1 項の趣旨を没却する結果となる特段の事情が認められることについて

既に訴状で述べた如く、本件委託料にワクチンを同時接種した時の初診料及び乳幼児加算が重複して含まれており、不当に高い委託料が医師会に支払われており、この額は年額で5千万円にもものぼり、毎年継続的に発生するもので、保険財政に大きな負担となっているものと思われる。一方堺市や岸和田市では各界からの問題指摘を受けて重複支給を回避する委託契約が締結されている。

地方公共団体がその事務を処理するに当たっては、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならず(地自法 2 条 14 項)、また、地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最少の限度を超えて支出してはならないとされている(地方財政法 4 条 1 項)から、これらの規定に反する公金の支出が違法と評価されるべきことは明らかである。そうすると本件委託契約を漫然と続ける市の判断には、裁量権の範囲の著しい逸脱又は濫用があり、本件委託契約を無効としなければ地方自治法 2 条 14 項、地方財政法 4 条 1 項の趣旨を没却する結果となる特段の事情が認められる。

3 本件委託契約が公序良俗違反であることについて

本件で問題となっている初診料の重複請求について、保険診療では初診料は同一の保険医療機関において 2 以上の傷病に罹っている患者について、それぞれ

れの傷病につき同時に初診又は再診を行った場合においても、初診料又は再診料は1回に限り算定するものである。とされている。

本件委託料は、自由診療で保険診療ではないから、上記が直接適用されるものではないが、基本的な考え方は同じであり、本件委託料の初診料の単価も保険医療の単価と同じ金額となっている。

そうすると本件委託料の初診料は、複数の予防接種を同時に行ったとしても、1回限りで良いこととなり、初診料を重複支出することは、過大な委託料を支出している事となる。このような基本的事項について、各医療機関が認識し、重複請求が不当であることについての認識があることに疑いはないが、単独接種と、同時接種に拘わらず一つの委託料しか定められていないことを奇貨として、このような重複請求を行っているもので、特に医師に必要とされる倫理規範に反し、正義の観念に反する反社会的行為であり、公序良俗に反する。

以上